

日中間のクロスボーダ社内調査における

二重コンプライアンスの課題とその対応

弁護士法人大江橋法律事務所

松井 衡

PROFILE

一、中国事業のコンプライアンスの課題と本稿の Scope

中国事業を担当する法務コンプライアンス担当者の間では、中国でのコンプライアンス・リスクが比較的高い重点・基本分野として、過去30年以上、反腐败・贈収賄防止という分野が挙げられてきました。1990年代から2000年前後にかけ、中国は生産拠点又は新興国市場として主要な投資先となり、その後成熟を深めた市場となる現在に至るまで、日本企業の中国事業では、一貫して、腐敗・贈収賄関連リスク、その中でも商業賄賂と不正会計（資産横領含む）リスク対策が重要である¹と言われてきました。本稿の主題は、この基本的コンプライアンス活動中の不正リスク対応として行われる、日中間のクロスボーダ社内調査を進めるうえでの主に中国法上の課題を、近時の中国法の発展に照らして整理しておこうとするものです。

中国事業のコンプライアンス担当者の担当領域は広がる一方で、それぞれの問題の複雑度も増しています。2015年以降の顕著な変化として、オバマ政権後期の2014年頃から米国が中国の国力台頭への警戒感を表明するなか、中国はそのような国際情勢と国内の政策課題の変化に対応して、新たに「総体的国家安全観」を提唱したことがあります。2015年の国家安全法の制定に続き、対外貿易法、データ3法（ネットワーク安全法、個人情報保護法、データ安全法）、反外国制裁法、輸出管理法、信頼懸念エンティティリスト規定など、中国は、その国家安全と経済安全保障を保護法益とする一連の法律の制定と社会実装を進めています。2010年代の後半からコロナ禍を挟む数年間、中国法務担当者は、これら国家安全関連にかかるコンプライアンス遵守に対しても相当なリソースを割かなければならなくなりました。

国境を跨いで事業を展開する企業が、投資・事業展開先であるホスト国の法令を守ることは当然のことですが、中国法が独自の発展をとげたことに加えて、上述の中国の国家安全等を保護法益とする法律の発展により、コンプライアンス遵守に必要な企業のリソース及びコストが増大しています。本稿は、中国事業における腐敗・不正会計リスクへの対応を中心としたコンプライアンス体制の改善に向けた定点観測の一環です。以下では、2023年に寄稿した不正リスクへの対処にかかる一連の考察²のアップデートとして、2025年時点における挑戦的な環境の概要と、企業によるそれらへの対応策をまとめます。

二、欧米の多国籍企業にとっての中国事業と二重コンプライアンスの挑戦

中国事業におけるコンプライアンス・コストの増大は、日本企業だけの問題ではありません。特に本社や事業展開先を欧米にも置く多国籍企業にとっては、中国法の下でのコンプライアンス環境が、母国や事業展開先の法令遵守と衝突し易いという課題が顕在化してきました。この課題を簡潔かつ分かり易く示したのが、European Chamber of Commerce in China（以下、「EU商会」）が2025年9月に公表したEuropean Business in China Position Paper 2025/2026³（以下、「ECPP26」）です。「ECPP26」の第2章「横断的課題：コンプライアンスとビジネス倫理（分科会）」は、中国に進出した欧州系企業、特に企業リソースに限界がある中小企業にとって重い負担となりうる「二重コンプライアンス（Dual Compliance）」の課題を説明し、その解決策を提示しています。同問題が外資系中国事業へ有するインパクト等、本稿のテーマに関連する指摘をその文脈に沿って要約します⁴。

「1. 二重コンプライアンスの課題について、本分科

¹ トランスペアレンシー・インターナショナルの2024年国別腐敗度ランキングで中国は76位でした。2025年秋の4中全会の前後に、多くの中央政府の高級幹部が反腐败調査と処分の対象となったことから推認できるとおり、現在においても反腐败活動の必要性が相対的に高い社会であることに異論は多くありません。

² 中国事業の不正リスク対応にかかる論考、特に個人情報保護法とデータ越境規制の関係等に言及した第4回及び第5回参照（参照先記事にリンクしています）。

³ EU商会 [European Business in China Position Paper 2025/2026](https://www.europeanchamber.com.cn/en/publications-archive/1373/European_Business_in_China_Position_Paper_2025_2026) (https://www.europeanchamber.com.cn/en/publications-archive/1373/European_Business_in_China_Position_Paper_2025_2026) のリンクを示します。なお、同 [2024/2025 版](#) と [2023/2024 版](#) へのリンクもハイパーリンクにしました。

⁴ 前出脚注3のECPP26の38～42頁、中でも特に”Dual Compliance”の段落の解説を要約しています。

会は過去のPosition Paperにおいても（中国と欧州の間で）矛盾する法規の下、中国で（EU法等が求める）監査等を実施することは不可能であること、政治的敏感性などの理由で、中国で事業を展開している企業が同コンプライアンスの要請を満たすことは困難であることを指摘してきた。

2. この規制は、EUとの間で直接取引のない中小企業（SMEs）や大企業でも、これらのEUの厳しい要件を遵守しなければならない企業に製品等を供給する立場にあるだけで、管理コストの増大・採算悪化等を懸念させる要因となった。これら懸念を受けた欧州委員会は、企業持続可能性報告指令（以下、「CSRD」）、持続可能性デューデリジェンス指令（以下、「CSDDD」）等の指令⁵が求める持続可能性DD等を簡素化するオムニバス法案（以下の項目を含む）を2025年2月26日に提案した。

- 「利害関係者」の定義を狭くすること
- 人権・環境侵害対策として加盟国がより厳格な規則を導入することへの制限
- バリューチェーン・デューデリジェンス要件を直接サプライヤーに限定
- 企業による取引関係終了義務の撤廃
- モニタリング頻度を年次から5年毎へ削減等

3. ウクライナ紛争に関連するロシア向け軍民両用技術・資材に関する制裁・輸出管理規制（EU及び米国）により、欧州系多国籍企業とその中国現地法人は、EUと米国による制裁・輸出管理規制の遵守が求められる。これと並行して、中国も独自の制裁及び輸出管理に関する法令・規制（輸出管理法、信頼懸念エンティティリストやレアアースの輸出・技術等関連の規制）を次々と公布・施行しており、これらは中国国内の多国籍企業の子会社にも適用される。

4. 中国が近年導入した「越境データ移転の促進及び規範化に関する規定」や「データ越境移転安全評価申告ガイドライン第2版」は、越境データ移転CBDTに関連するコンプライアンス負担の軽減を目的としているが、依然として明確化・対応が必要な曖昧さや課題を残している。

5. 欧州系企業は二つの主要課題に直面している。第一に、国家レベルの法規の内容と、現地におけるその執行の乖離である（筆者注：後者は、中国の地方当局による法律の執行の恣意性を指していると思われます）。第

二に、中国で事業を展開する多国籍企業の実務的ニーズを一部の（同：EU及び中国両方の）立法者が十分に考慮していない。特に中国事業のHR（人事リソース・中国現地法人の労務）管理分野とITの構造（同：中国事業関連の重要・個人関連データを扱うネットワーク・データセンタ等の構造と想像されます。欧州系企業はGDPR等のEU法と中国法の双方の適用を受け得ます。）の特性からすれば、業務効率を損なわずにコンプライアンスを達成することは困難である。中国現地における執行の予見可能性の（時期・範囲の両面での）低下は、多国籍企業に極めて複雑な環境での対応を強いる。これは一般的にデータ活用の最大化を犠牲にする。この不確実性は、コンプライアンス（内部統制含む）の計画に沿った運用を阻害し、事業運営に不合理な制約を課す可能性がある。立法者と多国籍企業間のコミュニケーション不足がこれらの問題をさらに悪化させ、実行可能で相互に有益な解決策の策定を困難にしている。

6. 中国は最近、反スパイ法、国家秘密保護法、両用品目輸出管理リスト等、「国家安全保障」に関連する法律や規則を多く制定したり改正したりしているが、非常に広範かつ曖昧な概念を導入しながら、「国家安全保障」の明確な定義及び関連ガイドラインも存在しない。このような透明性の欠如は中国のビジネス環境の予測可能性を低下させ、一部の企業が代替案（同：中国事業からの撤退等と思われる）を検討する事態を招いている。

7. 2024年施行の改正会社法における従業員代表董事の選任規定や企業幹部の責任強化に代表される不明確な規定と、その画一的アプローチは、（実態にあった中国現法の）ガバナンス体制の推進を妨げ、特に中小企業（SMEs）に不釣り合いな負担と影響を与え続けている。」

「ECPP26」は、「Position Paper」という名が示すとおり、中国及び欧州双方の立法及び法律執行担当者を一つの読み手と想定しています。EU商会のメンバー企業だけでは解決できない問題解決に向けた政策の提言を立法担

⁵ これら指令の背景を理解するには、湯川雄介・伴真範・長岡隼平「責任ある持続可能なサプライチェーンのための欧州モデル条項」第1回～第6回、NBL1293号～1298号（2025年）等もご参照ください。

当者に伝える目的もあるため⁶、日本企業が「ECPP26」の指摘をそのまま参考にできる性質のものではありません⁷。他方で、これら中国特有の課題の原因の一つが西側法制と中国法制の乖離であることに照らせば、その点に留意して読むことで、中国事業が直面する課題の正確な理解に役立ちます。日本企業にとっても、その課題解決に向けたアプローチ探索等のためには参照する価値があるのではないかと考えます。

三、日本企業の中国事業コンプライアンスにおける課題

以下では、「ECPP26」の指摘する多国籍企業のコンプライアンス活動における二重コンプライアンスの影響を参考として、本題に立ち返り、日本企業の中国事業における腐敗・不正会計案件のクロスボーダ社内調査及び平時の準備において、日中双方の法律からの異なる要請という「課題」とその「解決」としての「調整」活動を中心に検討します。想定する中国事業の規模は、中堅から中小にかけての規模とします。また、現地法人だけでは対処できない、日本本社や中国本土外の地域本社等が関与するクロスボーダの社内調査⁸を想定します。

1. 日本法からの事案解明の要請と中国法からの個人情報保護・越境データ移転規制間の調整

日本の企業グループに属する中国事業では、内部統制体制も中国法と日本法の両方の要請を満たす必要があります。日本の証券取引所に上場している企業グループであれば、日本の金融商品取引法等が要請する内部統制体制を整える必要があります。例えば、主に上場企業等が従うべき「監査における不正リスク対応基準（以下、「不正リスク対応基準」⁹）」による社内調査では、調査チームが必要なデータを包括的かつ迅速に保全しようとする傾向がありますが、中国法等の管轄が及ぶクロスボーダ事件では、両者間の調整のために慎重な対処が必要

になります。

調査が現地法人だけで完結する場合には大きな問題にならないのですが、グループ内の内部統制や連結会計等との関係で、一方国（特に中国）で収集したデータや分析結果を他方国（日本本社など）に共有する際には越境データ移転（CBDT）が問題になります。社内調査の初動におけるデータ保全に先立って、中国法を遵守した証拠・データ保全の構造と調査手法の設計をすることが基本的な課題の一つになりえます。

この問題については、前回の中国事業の不正リスク対応のための調査実務にかかる連載（2023年）において、個人情報を含む越境データ移転の対象範囲を必要最小限にするといった対応を中心として、実務上行われている相互調整の内容を解説しました¹⁰。

最近の調査実務においては、2023年当時の実務と比べても、調査手続に関与する中国側のステークホルダー、とくに被調査者や参考人において、調査中に取り扱われる個人情報の保護とデータの越境移転にかかる問題意識が明確になったことを実感します。中国の不正調査では、事実認定のために、業務で使用されているPC及びサーバに加え、被調査者等が使用するスマートフォンのSNS（WeChat等）のログが有用で、かつ必要になるケースが多くあります。SNSのログが業務用PCに残っていることは多くなく、それらの調査には私用のスマートフォンの任意提供を依頼せざるをえないことが多くなります。データを調査にする際に提供者から取得する同意においては、処理の目的、取得対象データの範囲、プロセスの方法や処理結果の扱いについて具体的に合意することが多くなっています。

全体的な調査手法及び調査主体の設計としては、可能な範囲で中国国内に所在する調査実施主体を調査の履行者とし、現地法人スタッフにも案件の性質が許す限りで調査事務局に入ってもらうほか、現地資格を有する法律

⁶ EUでは、ドイツの自動車産業や化学大手のような中国への継続的投資を重視する巨大企業と、そうではない中堅企業の間で、中国市場から得られる利益の種類や規模の違いに起因して、対中政策の重点課題にかかる姿勢にもばらつきがあるとされます。その足並みの乱れから、EUとの間で意見の違いが大きい半導体やレアアースをめぐる中国の政策に対して、域内中堅企業等の利益に鑑みるとEUが十分に対応できていないことを指摘する意見もあるようです（Economist 2025年11月21日付記事「[Chinese regulations and competition are panicking European manufacturers](https://www.economist.com/finance/2025/11/21/chinese-regulations-and-competition-are-panicking-european-manufacturers)」等参照）。このようなEU特有の事情と日本企業の直面する課題の比較の視点も必要です。

⁷ 「ECPP26」やそれ以前のPosition Paperがこれまでに指摘してきた、主にCSRD/CSDDD等が求める持続可能性デューデリジェンスやウィグル強制労働防止法の遵守に際し問題となる、これら欧米の法令と矛盾する中国法への潜在的抵触については、日本において同規制や法規の影響を直接受け取ることが想定される企業においては、中国の法執行活動にかかる報道等をきっかけに議論されました。2023年頃に上海や北京で外資系コンサルティ

ング会社が当局に摘発された背景に、これらコンサルティング会社が経営範囲をこえるデューデリジェンス業務を実施していた可能性を指摘するFinancial Timesの報道（<https://www.ft.com/content/aca46716-efa3-46c7-8481-3bc0cb1f63bc>）や、石本茂彦「経済安全保障と人権問題の交錯と対応の難しさ」NBL1211号1頁（2024年）等もご参照ください。

⁸ 本稿では、調査主体が一定の独立性を伴う特別調査委員会や第三者委員会による不正調査も「社内調査」の一類型として扱います。

⁹ 企業会計審議会監査部会「監査基準の改訂及び監査における不正リスク対応基準の設定について」（https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyoutosin/20130314.html）、及び「中国事業の不正リスク対応」第1回記事参照。

¹⁰ 前出脚注1及び脚注9の記事をご参照ください。なお、中国のデジタル法制やネットワーク安全法（CSL）をふくむデジタル3法とその施行に際して公布されてきた一連の細則・行政規定等への対応の課題や、グループ内内部通報の課題については、既に豊富な解説が存在しています。これらの課題については紙面の関係から本稿では言及しません。

事務所及び会計事務所等を支援のために最大限活用することが効果的です。個人情報を含むメール・デジタル証拠のプロセス（選別）とレビュー及び被調査者とのインタビュー等の一連の調査プロセスにおいても、個人情報等の日本本社（中国国外）への移転を必要最小限の範囲に抑えるとともに、日本本社側に報告すべき情報・内容の範囲の判断と共有の実施を、中国現地法カウンセラー（中国法の資格を有する弁護士）と十分に事前調整してから実施する実務が一般的になっています。

2. 刑事手続が関与する場合の留意事項及び刑事共助法の課題

次に、社内調査の対象行為や対象者が、中国又は外国で刑事責任の追及を受ける場合の調査では、社内調査と関連捜査の相互間の関係を調整する課題があります。

中国における社内調査でも、刑事事件の被疑者による逃亡リスクや証拠隠滅リスクの発現を防ごうとする場合には、日本で同様の要請がある場合と同じく、刑事当局の強制力を伴う捜査との間で、調査タイミング等の調整が必要なことがあります。とくに中国の刑事当局が対象の不法行為を察知して捜査を行う場合、社内調査が当該捜査を妨げないように、配慮しなければなりません。

さらに別の観点として、社内調査の中国国際刑事司法共助法の抵触に留意すべき場合があります。同法4条2項は、「中華人民共和国の主管機関の同意を得ない限り、外国の機関、組織及び個人は、中華人民共和国内で本法に規定する刑事訴訟活動を行ってはならず、中華人民共和国内の機関、組織及び個人は、外国に対し、証拠資料の提供及び本法に規定する共助をしてはならない。」と定めます。同法は、中国の刑事司法への外国からの不当な干渉を防ぐblocking statuteの一つであるとも言われます。他方で、社内調査対象の不正事案に、FCPAなどの米国刑事法や英国腐敗防止法等が関係する場合には英米法のもとでの依頼者秘匿特権等の保護なども重要な課題になります。調査の見通しとして、中国での調査が日本の外国公務員贈賄罪（日本の不正競争防止法）等に基づく刑事手続に関係する場合、又は米国FCPA等の刑事手続にも及ぶことが予想される場合には、初動における調査主体の設定等の段階から、関連法下の利益保護に配慮した調査体制の設計が必要になります。関連する外国法と中国

法の双方に精通した代理人に相談する等の注意が必要です。

国際刑事司法共助法の規制対象の定めには曖昧さが残りますが、企業の社内調査は一般的に、私的で独立した企業活動です。企業の日常業務における会計の誤りや従業員の不正行為の調査が、企業又はその代理人や監査法人等により行われ、それが（中国にとっての）外国当局による刑事捜査・起訴を実施する証拠の収集とならない限りでは、同法は問題になりません。

他方、中国には、刑事関連の証拠収集手続にかかる同法以外も、越境データ移転（CBDT）法制のほか、一般的に外国主体が中国でデータ等収集して国外に提供することを制限する法律が存在しており¹¹、その運用の動向には留意が必要です。

3. 中国法の曖昧さに起因する予見可能性の低下等

日本法と中国法の規制が矛盾するレベルには至らずとも、不正リスクへの対応の課題として、中国法（特に刑事法及び行政法）の規制対象の不明確性が問題になることがあります。これは、「ECPP26」の要約第5項が指摘する「中国法規の曖昧さに起因する現地執行の恣意性」の問題でもあります。

この問題は、古くから存在するものであり、かつ現在でも引き続き問題となっています。

一つの例を挙げれば、中国の不正競争防止法8条が定める、民間人に対する贈収賄である商業賄賂行為の要件の不明確性が、違法行為の認定を困難にすることがあります。商業賄賂とは、「取引の機会又は競争上の優位性を得るため、事業者が財物又はその他の手段を用いて組織や個人に賄賂を贈ること」をいい、相手が公務員ではなく、取引の相手方などの一般の個人や事業組織なので「商業」賄賂といいます。販売価格の割引を事実に基づかず記帳する等の、不適切な会計処理も含むとされ¹²、また「取引の機会又は競争上の優位性を得るため」という法的評価を多分に含む要件の具体的充足基準¹³や指針や判例が十分ではないため、日本的な「賄賂」という用語に対応する違法行為の理解とはかなり違った様相を示します。一見正当と思われる値引きや仲介者へのコミッションなども、契約、支払、記帳などの一連の処理が一致した形で行われていないと規制対象になりえますが、その

¹¹ 前出脚注7の新聞報道等参照。

¹² 中国不正競争防止法8条3項、商業賄賂行為の禁止に関する暫定規定（以下、「商業賄賂暫定規定」）6条。

¹³ 商業賄賂暫定規定2条2項は手掛かりになりにくいほか、「不正競争防止法適用の若干問題に関する解釈（最高人民法院2022年1月29日制定）」3条が特定の商業分野で広く認められる行動規範を商業道徳として認めていることなどから、業界実務も考慮する必要があります。

境目が明確ではありません。宴席や贈答の習慣が日本以上に根強く残る中国において、明確な基準も立てにくく、遵守が容易ではない規定の一つとされています¹⁴。このような、取引や会計処理が「適正」かどうかの境界に曖昧さが残る規制は、公有性経済を主体とし、私営経済の保護は国が発展を主導する範囲内、すなわち法律が許す活動のみが認められる社会主義市場経済体制における市場活動規制の典型ともいえるものです。これは、個人の尊厳から出発し、ルールの範囲内での自由競争を認める資本主義経済とは発想の根本から異なります。

中国の不正競争防止法は、その条文の曖昧さからその執行機関である地方の市場监督管理局に広い裁量を授權します。同局は、事実上、社会主義市場経済秩序の維持のための経済警察的な役割を担う機関です。これが、「ECPP26」の要約第5項などにいわれる、企業から「恣意的な執行」に見える原因となります。現地法人における平時の準備においても、いかなる行為類型を業界の行動規範に照らして禁止、制限するか社内規程等を準備する負担が大きくなります。そのため、商業賄賂に該当する行為は、内部通報等を通じて調査対象になりやすいにもかかわらず、社内規定や就業規則において規制される対象行為を具体的に特定しにくい状況や、認定と判断に迷う事態が生じやすくなります。商業賄賂に関係する不正会計の疑いが生じた場合に、日本側ステークホルダーは不正リスクが生じた背景からの実態究明と再発防止の徹底を要請するのが一般的です。一方、中国特有の社会主義市場経済や取引慣行がからむ原因の究明とそれに対応する再発防止策の説明の準備においては、相当な作業量と時間が必要になることがあります。平時から、監査法人等のステークホルダーに対して、それら取引慣行やリスクの説明を共有しておくことも有用です。

商業賄賂が頻繁に問題となってきた典型的な業界として医療・医薬品業界があります。2014年にグラクソ・スミスクラインの中国法人は、医師や政府関係者への組織的な贈賄行為が認定され、中国当局から当時としては過去最大規模となる30億元（当時のレートで4億8900万米ドル）の罰金を課されました。その当時から医療分野での上市後調査や臨床試験の委託を偽装した行為で、どのような行為が商業賄賂になるのかは同業界における焦点となってきました。それから10年以上経った今年1月10日に

も「医薬企業の商業賄賂リスク防止コンプライアンス指針」（以下、「医薬コンプライアンス指針¹⁵」）が公布されました。しかし、不正競争防止法の商業賄賂について公布されてきた他の規定同様に、医薬コンプライアンス指針も、「商業賄賂」の定義を明確化したとは思えません。医薬企業がMRに実施させてはならない一定の業務が例示され、また医療従事者に対して認められる委託業務の範囲や違法な取引を防ぐためのベストプラクティスが「例示」されていますが、「取引の機会又は競争上の優位性を得るため」との目的要件を含めて、違法性認定の基準等は明確ではありません。

また、医薬コンプライアンス指針には、医薬企業がコンプライアンス管理組織を構築すべきであること（同指針8条）、社内に「商業賄賂リスク識別評価メカニズム」等の構築が義務づけられる他、「内部通報制度」の構築や商業賄賂行為の疑いを発見した時には自主申告すること等が推奨されます（同指針9条）。しかし、これらの要請について、例えば内部通報において必要とされる通報者保護や報復行為の防止（同条）の具体的内容の規定は従前¹⁶の例と同様に抽象的なままで、抽象的な「制度」の構築だけが義務づけられていて日本的な実務の目安となるガイドラインが存在しないため、かえって現地法人の負担を増やす面があるようにも見えます。

4. 日中間の労働法制・労務慣行の差異

日中間での労働法と労務慣行の違いは、社内調査の結果として違法行為や非倫理的が見つかった場合の懲戒処分判断にも不確実性を増やします。

中国労働契約法39条は、労働契約の使用者による解除事由を定めるところ、同1項2号が「（労働者が）使用者の規則制度に著しく違反した場合」、同3号が「重大な職務懈怠、私利を図る不正行為があり、使用者に重大な損害を与えた場合」を解除事由と定めます。しかし、前項に記載のとおり、法律要件に曖昧さが残ること等が原因でその認定が難しくなることがあります。不正調査の結果として「非倫理的な行為」が見つかった場合でも、業界特有の規範などがある場合や、従業員の納得度が高い明確な就業規則が制定できていない場合には、懲戒処分の判断や結果を複雑にして企業の負担を増やすことがあります。中国の労働法カウンセラーは、懲戒処分の決定に

¹⁴ 田中信行編『入門中国法 第2版』（弘文堂、2019年）159頁～161頁の記載を参照。

¹⁵ 市场监管总局关于发布《医药企业防范商业贿赂风险合规指引》的公告
(https://www.samr.gov.cn/zw/zfxgk/fdzdgknr/jijzs/art/2025/art_0ce_e28b1eba84820addc024b351b7bac.html)

¹⁶ 例えば2018年に国务院国有资产监督管理委员会が出した「中央企業コンプライアンス管理ガイドライン（試行）」と比較しても、具体的な必要措置の具体的水準に踏み込んだ規定がみあたりません。

あたって保守的な解釈及び要件充足の評価をすることもあり、日本的な発想をする本社側の当事者と現地法人間で懲戒にかかる考え方が一致しないことがあります。

四、日中間の二重コンプライアンスに伴う負担を合理的にするための具体的な方策について

上記の問題意識に照らし、日中間で異なる規制の板挟みに起因するコンプライアンス違反を防ぎつつ、対応コストが闇雲に拡大することを防ぐためには、有事対応において臨機応変に両者の要請間でバランスをとることが必要です。それを可能にする平時の準備にはコンプライアンス人材育成の効率化や関係者に取引の透明性を向上させる策などが考えられます。平時に準備すべき具体的施策例については、紙面の関係で次回以降の記事において紹介する予定です。

1. コンプライアンス人材の育成と日中間の交流強化

「ECPP26」において「ビジネス倫理とコンプライアンス」分科会は、過去数年間の中国における規制環境と市場の独自の展開を背景として、経験豊富なコンプライアンス専門家の需要の高まりを指摘します¹⁷。中国法と西側の法律の乖離は、不正防止に向けた利益相反ルールの策定、環境・社会・ガバナンス（ESG）モニタリング、国境を越えたデータ処理・保管・移転、輸出管理など、多くの分野に影響を与えています。クロスボーダ案件への対応では、多様な法律・規制とその背景を理解する必要があるところ、人材不足が不正リスクに直結しかねません。国有企業を含む中国企業はグローバル展開を拡大しているため、クロスボーダ人材の不足が顕在化する可能性もあります。中国の教育機関が提供するコンプライアンス専門家向け研修プログラムなどの活用もあります。日本企業では、日中間の人事交流などを通じて両国での実務を担当してもらうことで、両国の制度と企業グループの事業全体に精通した人材を育てる方法も有用であると考えます。

中国の規制強化を一つの要因として、中国事業向けのリソースだけがグループ内で孤立し、本社と中国の事業体間の情報交換やガバナンス連携が形式的になりがちと

いう（中国事業のサイロ化）問題も指摘されています。しかし、クロスボーダ案件への対応力向上には、現地に任せるべき部分は任せつつも、グループ内の実質的な情報共有を充実させる必要があります。それには人事交流等のような有機的な活動を通じて形成される信頼関係のあるネットワークが有用です。

なお、実務においてクロスボーダ社内調査を実施する有事では、中国法に基づく共有判定・調整業務が一時的に増大するため、外部の相談先カウンセラー（中国現地に所在する弁護士等）の候補を複数用意しておくことも有用かもしれません。調査対象の案件の性質によっては、情報管理等の目的で、現地法人の日常業務の顧問先とは別に本社側に立つ委託先が必要になる場合もあります。

2. クロスボーダ社内調査への協力手続の概略枠組みと企業グループ内規程の確認

不正リスクへの対応が必要な事態が生じた際に、現地法人とその幹部、従業員が日本本社の法務コンプライアンス部門の実施する調査に協力する義務があることを企業グループ内の文書で明確にしておきます。当該協力義務には、必要な資料やデータの提出義務を明記します。根拠となる社内規程がないと、初動対応が遅れて証拠資料が散逸し、事案の究明を阻害するリスクがあります。

3. 継続的な取引先との契約内容等を通じた取引の透明化

上記の要因もあり、中国では各種の販売店や合併パートナーなどの第三者仲介業者（Third-Party Intermediary、以下、「TPI」）との取引が、今後も引き続き重要となります。他方、TPI等に対する管理不全是、それを通じた商業賄賂等の腐敗関連のコンプライアンス・リスクを高めます。これら取引先に自主的にルールを遵守してもらうために、継続的取引契約の内容と契約のライフサイクル管理を通じてルールを遵守する動機付けを行うこと等が考えられます。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ☒メールアドレス：info_china@ohebash.com

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

¹⁷ 「ECPP26」の36頁以下、特に44頁をご参照ください。